

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

ページ

号外(一) 令和元年六月二十五日

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年六月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十四号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三建築事務所長の部二の項第一号、第四号及び第六号中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同項中第八十三号を第八十七号とし、第六十九号から第八十二号までを四号ずつ繰り下げ、同項第六十八号中「すみ切り」を「隅切り」に改め、同号を同項第七十二号とし、同項中第六十七号を第七十一号とし、第六十号から第六十六号までを四号ずつ繰り下げ、第五十九号を第六十号とし、同号の次に次の三号を加える。

61 法第八十七条の二第一項の規定により一の既存建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合において、当該二以上の工事の全体計画が基準に適合することを認定すること。

62 法第八十七条の三第三項の規定により建築物の用途を変更して災害救助用建築物又は公益的建築物とした者に三月を超えて当該建築物を引き続き使用させることを許可すること。

63 法第八十七条の三第五項の規定により建築物の用途を変更して興行場等とする場合において、期間を定めて当該建築物を興行場等として使用することを許可するこ

と。

別表第三建築事務所長の部二の項中第五十八号を第五十九号とし、第五十七号を第五十八号とし、同項第五十六号中「第八十六条の八第三項」の下に「(法第八十七条の第二項において準用する場合を含む。次号から第六十号までにおいて同じ。)」を加え、同号を同項第五十七号とし、同項中第五十五号を第五十六号とし、第三十七号から第五十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三十六号中「第五十三条第五項第三号」を「第五十三条第六項第三号」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項中第三十五号を第三十六号とし、第十九号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十八号中「(法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。次号から第二十二号までにおいて同じ。)」を削り、同号を同項第十九号とし、同項第十七号の次に次の一号を加える。

18 法第九条の四(法第八十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。次号から第二十三号までにおいて同じ。)(の規定により修繕、防腐措置その他建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言をすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和元年六月二十五日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社